

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）

決定：平成22年12月17日 品川区告示第448号

都市計画目黒駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		目黒駅前地区第一種市街地再開発事業				
位 置		品川区上大崎二丁目及び上大崎三丁目各地内				
施行区域面積		約 2.3ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	放射第3号線	別に都市計画において定めるとおり。		整備済
		幹線街路	補助線街路第159号線	別に都市計画において定めるとおり。		拡幅整備
		区画道路	区画道路1号	幅員 3.3~3.7m (6m)	延長約 150m	拡幅整備 ()内は地区外を含めた幅員
		区画道路	区画道路2号	幅員 2~3.5m (6m)	延長約 45m	拡幅整備 ()内は地区外を含めた幅員
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備 考
	A	約 6,000 m ²	約 130,800 m ² (約 104,800 m ²)	事務所、店舗、住宅	145m	高さの限度はTP+29.5mからの高さとする。
	B	約 1,700 m ²	約 45,200 m ² (約 30,500 m ²)	住宅	135m	高さの限度はTP+27.5mからの高さとする。
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	A	約 11,700 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 敷地北側に広場 (面積約 1,000 m²) を整備し、歩行者の滞留空間を確保する。 敷地中央部及び南東部に広場 (中央部及び南東部面積合計約 3,000 m²) を整備し、市街地環境の向上を図る。 敷地境界線から高度利用地区の制限に従い壁面を後退し、歩行者空間を確保する。 			
	B	約 5,550 m ²				
住宅建設の目標			戸 数	面 積	備 考	
			約 840 戸	約 84,500 m ²	駐車場、駐輪場を除く。	
参 考		高度利用地区内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：品川区の地域生活拠点として複合市街地の形成を目指し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

目黒駅前地区第一種市街地再開発事業 計画図 1 (施行区域)

[品川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。

無断複製を禁ず。 (承認番号) 21都市基街測第171号、平成22年3月19日 21都市基交第544号

この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号: 17東デ共許第047号-11)

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(公共施設の配置

目黒駅前地区第一種市街地再開発事業

計画図 2

及び街区の配置)

[品川区決定]



凡例	
	施行区域 (約2.3ha)
	区画道路1号
	区画道路2号
	建築敷地 (A街区)
	建築敷地 (B街区)
	行政界
縮尺 2,500分の1	
0 50 100 (m)	

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）21都市基街測第171号、平成22年3月19日 21都市基交第544号

この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。（承認番号：17東デ共許第047号-11）

東京都市計画第一種市街地再開発事業

目黒駅前地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

(建築物の高さの限度

及び壁面の位置の制限)

〔品川区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。

無断複製を禁ず。

（承認番号）21都市基街測第171号、平成22年3月19日 21都市基交第544号

この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。（承認番号：17東デ共許第047号-11）